



HOKKAIDO UNIVERSITY

Title	北海道稲作中核地帯における農地移動の実態：空知稲作・深川市の事例分析
Author(s)	吉野, 宣彦
Description	研究ノート
Citation	農業経営研究, 12, 111-128
Issue Date	1986-02
Doc URL	https://hdl.handle.net/2115/36432
Type	departmental bulletin paper
File Information	12_111-128.pdf



北海道稲作中核地帯における農地移動の実態

—— 空知稲作・深川市の事例分析 ——

吉 野 宣 彦

はじめに

1. 調査対象地区の概要

(1) 深川農業の概要

(2) 調査対象地区の概要

2. 実態分析

(1) 10年間の農地移動

(2) 農地移動形態と譲渡農家・譲受農家の特徴

おわりに

はじめに

北海道における農地移動は、従来活発な自作地有償移動を基調としていた。しかし、近年自作地有償移動は件数・面積ともに減少し、停滞的に推移しており、その一方で賃貸借による農地移動が増加しつつある。賃貸借による農地移動が今後どの様に進展していくのか、それが農業経営の展開といかに関連しているのかを検討することは、北海道の農業構造問題を解明する上で重要な論点である。

北海道における農地賃貸借は、統計的な観察によれば、まず酪農地帯、畑作地帯で増加傾向を示し、稲作地帯ではやや遅れた展開を示していた。しかし、近年稲作地帯においても農地賃貸借は農地移動の中で無視し得ない割合を占めつつある。本稿では、北海道の代表的な稲作地帯であり、近年農地賃貸借が増加を示している深川市で行った実態調査を資料として、農地移動の実態を解明する研究の中間的な整理を行う。

ここでいう農地移動の実態とは、自作地有償移動と農地賃貸借の併存状態を示し

ている。さらに農地賃貸借の内容は一様ではなく、農地移動は重層的な状態にあるといえる。本研究ではその重層的な農地移動がいかなる要因によって発生し、稲作経営の動向とどの様に関連しているのかという把握を試みることをねらいとしている。

本稿では以上の課題の中間報告として、農地移動の諸形態を整理することを試みる。

分析対象とするのは深川市イチャン農協管内に属するN地区である。当地区において1977～85年の9年間に3次にわたって実施した農家悉皆調査の結果にもとづき整理してゆく。

1. 調査対象地区の概要

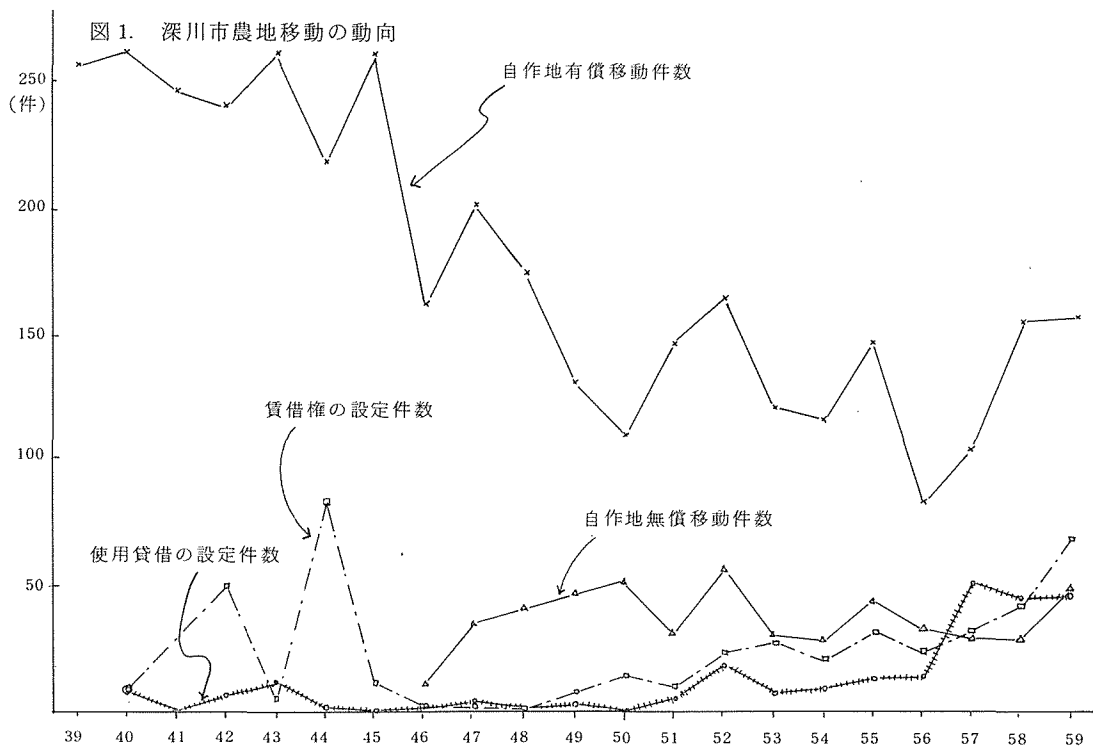
(1) 深川市農業の概要

深川市は北海道の代表的な旧開稲作地帯である。石狩川、雨竜川にはさまれた平坦かつ肥沃な土地条件にあり、全体が盆地状の地形で夏期高温の気象条件にめぐまれ、北海道有数の良質高収量稲作地帯となっている。

昭和59年農家数は1993戸。平均経営耕地面積は10年間に451aから542aへと1ha弱増大して来たが3ha～7.5ha規模階層では50～60%の農家を占める階層構成を維持している。農家戸数の減少はこれまで年50～70戸程度であったのだが、54年頃をほぼ境いに、20戸前後へと落ちており、専兼別農家率は55年までは兼業農家率を増加させて来たが、近年専業農家の比率が高まって来ている。

水田利用再編対策による転作面積の割合は、59年度で27%、転作物としては小豆、麦、飼料作物が多いが、近年は野菜などの集約作物や家畜等の導入も部分的ではあるが始まっている。

農地移動の動向を空知支庁の資料(図-1)によって概観すると、以下の点が特に指摘される。すなわち、自作地有償移動件数が45年前後で減少したこと。これにかわる様な形で、賃貸借・使用貸借が50年前後から増加していることである。図中賃貸借が40年代前半に急増しているのは、農業法人化の動き(44年には428法人設立)に対応したものであり、使用貸借の伸びは経営移譲年金受給を目的としたものがほとんどである。したがって、実質的に第3者への権利移動を内容とする農地賃貸借の発生は、ごく最近の10年余りの期間に現われていることがわかる。そして、その件数・面積は統計上では自作地有償移動の2分の1程度で、自作地有償移動が農地移動の支配的部分となっている状態には現在のところ変化はないというこ



資料) 空知支庁資料による。 注) 賃貸借、自作地有償移動は利用増進法によるものを含む。

とがわかる。

こうした農地の売買における移動・貸借における移動の特徴を見る上で、同じ空知支庁の資料(表-1)により賃貸借が増加しはじめた51年以降の農地の移動形態(賃貸借・自作地有償移動)別に農地の譲渡者、譲受者の階層性を見てみる。譲受農家をみると貸借による移動、売買による移動双方、3~5ha・5~7.5ha農家で各年ともほぼ70~80%占めている。一方で譲渡農家はほぼ5ha以下の層で、およそ70~80%を占めており、譲受農家よりも1ランク下層に譲渡層があると言える。すなわち5ha以下層から3~7.5ha層への農地の移動が主流であったと見える。

次に譲受農家を賃貸借、自作地有償移動別に見ていく。1~3ha・3~5ha層を見ると常に賃貸借の方が自作地有償移動より高い数値を示していることが指摘される。つまり賃貸借による農地の譲受者は、売買による農地の譲受者よりも、若干小さい層になっていると理解できる。

こうした、貸借・売買といった農地の移動形態と農地の貸手・借手・売手・買手といった農地移動における農家間の諸特徴に注目して、農地移動の実態を明らかにしてゆきたい。

表 1. 農地移動形態別農地譲渡者・譲受者の階層構成

単位：%

			農 地 譲 渡 者						農 地 譲 受 者					
	年 次	件 数	不耕作 ～1ha	1～3	3～5	5～7.5	7.5～10	10～	不耕作 ～1ha	1～3	3～5	5～7.5	7.5～10	10～
賃 貸 借	昭和51年	10	—	50	1	40	—	—	50	—	—	30	20	—
	52	24	8	33	25	13	17	4	—	4	58	33	—	4
	53	28	14	36	25	21	4	4	7	14	39	29	7	4
	54	21	19	48	14	10	5	5	5	14	38	33	5	5
	55	32	13	31	34	6	9	6	—	13	41	25	13	9
	56	24	13	13	38	33	—	4	—	17	8	46	17	13
	57	33	18	18	39	21	—	3	3	3	27	45	15	6
	58	43	9	17	17	53	7	—	—	7	35	37	21	—
自 作 地 有 償 移 動	昭和51年	146	18	18	35	17	6	5	1	4	47	31	8	9
	52	164	17	26	31	16	9	2	—	4	34	41	7	13
	53	121	29	36	22	10	1	2	1	5	35	44	9	7
	54	114	19	25	25	16	6	9	2	3	32	36	18	10
	55	142	30	16	28	8	7	11	3	6	27	46	7	10
	56	...	...	...	...	...	...	...	...	...	...	...	...	...
	57	106	16	17	32	21	8	6	11	1	20	42	17	9
	58	156	14	21	27	23	19	6	19	3	23	34	14	8

資料) 空知支庁資料 注) 利用増進法によるものも含む。

(2) N地区の概要

調査対象地区は深川市6農協のうちイチヤン農協管内に属する。深川市街から道々沿いに東へ5km程の地点にある。石狩川と北部丘陵地帯の中間に位置し、一己農協下で中の上程度の水稻収量水準を示す地区である。管内36地区の平均耕地面積61ha、農家数16戸に対して、N地区は面積125ha、農家数26戸(1976年イチヤン農協『くみあい60年』)という比較的大規模な地区である。

昭和40年管内トップを切ってN地区に第一次構造改善事業が行れ、地区125haのうち102ha、32戸のうち25戸が圃場整備を行い、トラクター利用組合が設立される。その後昭和45年から市内全域に行れた道営圃場整備事業により残り7戸にも圃場整備が行われ、昭和47年から、地区全戸加入のトラクター利用組合が結成された。利用組合ではオペレーターによる耕起整地作業と水稻の共同手植作業を地区全体で行い、旧来からあった4つの隣保班を作業班とした防除作業が行われていた。

この利用組合は昭和53年に共同トラクターを払い下げし、現在は防除機械を地区で所有し、4つの作業班に分れて作業するという形で残っているのみである。

地区内にはおよそ10haの入作地があり、7戸の地区外農家が「入作」している。聞きとり把握ができた地区農家30戸について農地の所有権有償移動の動向を見ると、表-2のようになる。貸借については、掲載しないがほとんどが50年以降にあらわれ、これ以前にあったものは2事例のみにすぎない。

表から農地移動のピークが昭和30年以降に、40年の前後と50年以降と2回あることがわかる。

40年前後の農地移動は一農家が農地の買入と売却を同時期に行うものが多く、適正移動対策、換地事業によるものがほとんどである。この当時の農地の移動の典型としては、②番農家が離農跡地を取得して移転しその跡地を近隣農家⑪⑭⑮⑰が分割取得したという様に、移転に伴なったものや、交換を伴なったものが多い。⁽¹⁾これに対して50年以降の農地移動は、数次に渡って小地片を取得するものが多く、交換は1事例のみである。貸借の発生を含めて40年前後の農地移動とはかなり様相を異にする。⁽²⁾

以下、50年以降の農地移動に焦点をあてて、その実態を明らかにして行く。

2. 農地移動の実態

(1) 地区農家の経営概要

59年時点でN地区に所属し営農している農家22戸の経営概況を見る。表－3は地区農家を59年時点での経営耕地規模順に配列してあり、農家番号は50年時点における農家の経営耕地規模の順に付してある。

地区農家の経営耕地規模は市の平均的な階層構成である3ha～7.5haにおさまり、平均経営耕地面積は市平均を若干上廻る580aである。

借入地の状況を見ると、22戸中9戸が借入れており、借入農家率は40%と統計上にあらわれるよりかなり大幅な借地関係が存在している。借手農家は耕地規模の大小にかかわらず分散しているが、大規模農家の借地は約45a区画の数枚の水田であるのに対して、小規模農家は一枚程度の大きさにとどまっている。

作付作物は水稻を中心としているが、減反政策を反映して、労働力の少い3戸の全面転作をはじめ、各農家10～25%の転作を行っている。転作作物は小麦・小豆を中心としているが、中規模農家を中心に野菜・家畜が若干入りはじめています。

農外就業状況を見ると約半数10戸が第一種兼業農家に数えられる農家であり、うち経営主か後継者が兼業に出ている農家は7戸、そのうち300日～通年と長期間の兼業従事者は5戸とかなり兼業に依存している。

農地拡大が困難になっている状況を反映して、家族員ひとりあたりの経営耕地面積、農従者ひとりあたりの経営耕地面積の少い農家に、集約作物・農外就業にとり組む農家が多い。

稲作主要機械の所有は、50年当初から耕地面積が大きかった農家に若干大型化している以外は、中規模以下農家はほぼ同程度の機械装備を持っている。

2) 10年間の農地移動の動向

次に農地移動がピークとなりはじめた、50年時点を中心として10年間の農地移動の動向を見るとともに、貸借と売買といった農地移動の形態差と農地の譲渡者・譲受者の概観を行いたい。(表－4)

表は50年時点の地区所属農家30戸を当時の経営耕地規模順に配列したものである。50年時点での農地借入農家は3戸のみで、戦後引続き兄の相続分を借入している1戸を除き、借入を開始したのは49年からである。50年以降、10年間に8戸の農家が離農しその耕地合計約24ha(地区125haの約20%)が周辺農家へ何らかの形で譲渡されている。この間の売買件数は28件、貸借件数は28件に及び、農地の受渡しが無の農家は2戸のみで、90%以上の農家が何らかの経営耕地の縮小、拡大を伴って来ている。年次的には52～3年に売買・貸借双方が最も多く行れ、以後

表2. 30年～現在までの土地移動の動向（西入志別、有償移動のみ）

（単位：a）

期間 農家 番号	昭和30年 所有面積	昭和30年代 前 半	" 30年代 後 半	" 40年代 前 半	" 40年代 後 半	" 50年代 前 半	" 50年代 後 半
1	630		160	20			45
2	440	110	370 100	530 388			
3	370	350 340		110		107	
4	...	...	...	...	...	69	46
5	268	150 200		300 100		93	
6	620			[30]		42	292
7	460		100		80		
8	363		260 125	46	20		
9	460		[50]				
10	350		200 100	100		48	51
11	...		[70]	40	42	91	
12	440						
13	350		280 240	70			115
14	390			135 ...		93	
15	340			78		94	
16	420			60		58	
17	440						
18	...	...	...	...	...	392	
19	490					231	
20	160		420 270		60		
21	400						112
22	37年分家		385 40				115
23	...	...	...	...	...	332	
24	250		80	50 80		93	148
25	200		300 200			47	160 48
26	180		60	155 60			
27	170		120				145
28	...	...	...	...	...	82	45
29	125	...	...	...	...		
30	42年開農			27			27
合 計（上段のみ）		660	2,855	1,701	182	835	757
買入農家数（戸）		3	14	14	4	11	7

注1.) 調査で聞き取ることができた事例のみ記す。

2.) [] でくくったものは、換地であることはわかっているが、その増・減分しかわからない。

3.) 上段の数値は農家の受入面積を、下段の数値は、農地の受渡しを示す。

表3. 地区農家の現況

農 家 番 号	所 属 班	59年 経営 耕地 (A)(a)	所有 耕地 (B)	借入地	貸付地	家族数 (C)	農従 者数 (D)	転作率 (%)	転 作 作 付 作 物 (a)				農 外 就 業		A / C (a/人)	A / D (a/人)	農 機 械 所 有			
									小麦	小豆	野 菜 等	家 畜	経営主	後継者			トラクター (P S)	日植機 (条)	コンシン (条)	乾燥機 (石)
5	A	928	681	247	—	5	2.5	19.1	138	39	—	—	土 木	冬のみ	186	371	39	8	4	50
6	C	898	898	—	—	5	3.0	18.1	163	—	—	—	—	—	180	299	30	8	5	36+41
2	B	860	735	125	—	6	2.5	25.0	91	124	—	—	—	—	143	344	38+30	4	4	41+36
1	B	788	788	—	—	6	2.5	13.2	—	104	—	—	—	—	131	315	42	4	3	45
4	C	751	751	—	—	...	...	...	...	...	...	...	...	...	...	...	...	...	...	...
10	C	726	602	124	—	6	3	21.1	88	21	玉ネギ44	—	—	—	121	242	28	4	4	41+33
3	A	688	688	—	—	9	2.5	11.8	...	...	玉ネギ...	—	(160万)	—	76	275	42	6	4	41
14	A	630	533	97	—	6	2.5	20.3	43	85	—	—	...	...	105	252	32	6	3	32
13	B	598	598	—	—	6	3	17.2	30	73	イチゴ1.7	—	300日	—	100	199	25	4	4	33
11	A	591	591	—	—	2	2	18.8	74	37	—	—	—	...	296	296	26	△	3	△
25	D	577	458	119	—	4	2	16.8	72	25	—	肉牛51	やめる	やめる	144	289	28+45	6	3	32
15	A	563	515	48	—	4	2.5	22.0	81	40	大豆3	—	...	—	141	225	26	4	3	41
8	D	523	523	—	—	3	2	21.8	114	—	—	—	—	—	174	262	32	4	3	26
9	C	504	504	—	—	7	2.5	18.5	62	31	—	—	冬のみ	通 年	72	202	30	4	△	△
16	B	496	467	29	—	6	4	6.7	—	16	トマト	長ネギ(8t)	—	やめる	83	124	50	4	3	27
12	C	484	484	—	—	2	1	100.0	250	190	—	—	300日	／	242	484	25	2+4	2	23
24	D	439	439	—	—	3	2	11.8	47	5	—	—	—	...	146	220	26	4	2~3	33
7	C	425	550	—	125	2	1	100.0	210	210	—	—	通 年	／	213	425	—	—	—	—
17	B	392	362	30	—	2	2	16.8	—	64	大豆2	—	やめる	／	196	196	22	4	3	27
20	C	387	366	21	—	2	2	14.0	—	54	—	—	8日	／	194	194	28	...	3	30
26	D	275	275	—	—	3	2	22.5	62	—	—	—	—	／	92	138	22	4	△	24
22	B	241	241	—	—	3	1	100.0	113	132	イチゴ2.5	—	300日	／	80	241	28	4	2	25

注) 機械所有△は、所有しているが大きさが不明のもの

表 4. 50年経営耕地と10年間の農地移動

農 家 番 号	所 層 班	50 年 農 地 の 状 態				50 年 ～ 59 年 までの 買 地 の 移 動						経 営 耕 地 大 計
		経 営 耕 地	所 有 耕 地	借入地	貸付地	増 加			減 少			
						買 入	借 入	う ち 返 却	売 却	貸 付	う ち 引 上 げ	
①	B	743	743	—	—	45	—	—	—	—	—	45
②	B	735	735	—	—	—	125	—	—	—	—	125
③	A	691	581	110	—	107	—	△110	—	—	—	△ 3
④	C	636	636	—	—	115	—	—	—	—	—	115
⑤	A	588	588	—	—	93	247	—	—	—	—	340
⑥	C	564	564	—	—	334	—	—	—	—	—	334
⑦	C	550	550	—	—	—	—	—	—	185	△ 60	△125
⑧	D	523	523	—	—	—	35	△ 35	—	—	—	0
⑨	C	504	504	—	—	—	—	—	—	—	—	—
⑩	C	503	503	—	—	99	124	—	—	—	—	223
⑪	A	499	499	—	—	91	76	△ 76	—	—	—	91
⑫	C	484	484	—	—	—	—	—	—	—	—	—
⑬	B	483	483	—	—	115	115	△115	—	—	—	115
⑭	A	440	440	—	—	93	149	△ 52	—	—	—	190
⑮	A	421	421	—	—	94	48	—	—	—	—	142
⑯	B	409	409	—	—	58	37	△ 8	—	—	—	87
⑰	B	392	362	30	—	—	30	△ 30	—	—	—	0
⑱	A	390	296	94	—	—	—	△ 94	296	—	—	△390
⑲	A	388	592	—	204	—	—	—	231	375	△335	△592
⑳	C	366	366	—	—	—	21	—	—	—	—	21
㉑	D	359	359	—	—	—	—	—	112	247	—	△359
㉒	B	356	356	—	—	—	—	—	115	115	△115	△115
㉓	D	332	332	—	—	—	—	—	332	236	△236	△332
㉔	D	299	299	—	—	140	44	△ 44	—	—	—	140
㉕	D	298	298	—	—	207	158	△ 39	47	—	—	279
㉖	D	275	275	—	—	—	44	△ 44	—	—	—	0
㉗	D	264	264	—	—	—	65	△ 65	145	119	—	△264
㉘	B	127	127	—	—	—	—	—	127	—	—	△127
㉙	C	58	58	—	—	—	—	—	—	58	—	△ 58
㉚	A	27	27	—	—	—	—	—	27	27	△ 27	△ 27

資料：N地区トラクター利用組合圃場図及び農家聞き取り調査による。

表 5. 農地移動と農地譲渡者・譲受者の相互関係

農 地 譲 渡 者			売 買 に つ い て								貸 借 に つ い て																	
農 家 の 概 要			売 却 の 内 容				買 い 手 農 家 の 概 要				契 約 の 内 容								借 手 農 家 の 概 要									
農家番号	班	所有面積 経 過 理 由 等	年次	面 積	地 目	価 格 (万円)	農家番号	班	経営面積	相互の 関係	距 離 (m)	借入年次	返却年次	継続年次	契約期間	面 積	地 目	賃 借 料 開始時 最終年	権 利 態 様	文書の有無	農家番号	班	経営面積	相 関 互 の 係	距 離	作 取 付 作 物 (米)	解 約 理 由	
⑦		②の相続分札幌										20	—	40	1	30	田	2俵1等	ヤミ	有	⑩	B	...	兄	地続	...	—	
②⑨	C	老齢70才の息子 札幌自営業 札幌へ離農										51	—	9	1	37	田	25俵 2.5俵 (3等)	ヤミ	有	⑩	C	503	弟	地続	水稻	—	
②③	D	332 息子農業継がず 老夫婦のみ 52年入院し1人 売却、他貸付 53年残り売却 札幌へ離農。	52	49	田	75	②④	D	299		100	52	52	1	1	39	田	2俵1等	ヤミ	無	⑧	D	523	妻のおじ	500	水稻	他の 人に 売却	
				47	田	67	②⑤	D	298	300	1俵1等							ヤミ	有	②④	D	299	100		水稻8.7			
				69	田	...	④	C	636	600	25俵1等							ヤミ	有	②⑤	D	298	380		水稻			
				72	田	89	⑥	C	606	800	2俵1等							ヤミ	有	②⑥	D	275	500		...			
				48	田畑	88	⑩	C	540	1000	25俵1等							ヤミ	無	②⑦	D	264	地続		水稻9			
				44	田	85	②④	D	391		地続																	
①⑧	A	392 老人夫婦、経営 主57才。53年 札幌へマンション 建て転出。 息子ミサワホーム 建築士。	53	67	田	95	③	A	691		150																	
				46		90	⑤	A	588		続地																	
				91		96	⑪	A	499		100																	
				46		95	⑭	A	440		300																	
				45		88	⑮	A	421		続地																	
		160	...	③	...	...		続地																				
②⑦	D	264 老夫婦 61.57才 53年主人入院2か 月。家を建てる のに売却。旭川 の息子のところ へ行く。	55	46	田	100	④	C	705		800	56	—	4	10	119	田 + 宅地	4200 +⑧	3条	有	②⑤	D	345	250	水稻	—		
52	123	⑩		C		628		1000																				
56	48	103		②⑤		D	345		250																			
②⑧	B	127 主人市役所勤務 夫人作業する。 売却後市街へ転 出。死亡55才	52	40	田	73	③	A	691		600																	
			52	42		73	⑥	C	564		100																	
			57	45		106	①	B	743		30																	

㉔	D	359	老人夫婦63才と58才市街に土地買って転出	57	112	田	100	㉔	D	512		300	58	—	2	10	247	田	3俵 キタヒカリ 2等		3条 (別紙あり)	有	⑤	A	681		240	水稻 小豆	
㉓	A	27	鉄工所自営、資金ぐりのため売却	58	27	田	97	f	H	487	兄	2000	53	57	5	1	27	田	転作 奨励金 ①	〃	ヤミ	無	①	A	548		地続	秋小 8.5	転売
⑬	A	592	53年78才、71才の老夫婦、息子北大、畜大卒札幌就職。58年全貸して離農。在村。	52	47	田	85	⑤	A	588	地続		49	52	3	1	94	水田	...	...	ヤミ	無	⑬	A	296	地続	50	...	転売
				52	47		85	⑭	A	440			52	53	1		86		...	...			⑬	A	390		100	...	転貸
				53	30		85	c	...	...			49	52	3		119		1.5俵	2.5俵			③	A	572		600	...	転貸
				54	49		115	⑮	A	514			51	—	9		48		2.5俵	2.5俵			⑮	A	421		10	...	—
				54	58		115	⑯	B	446			51	53	2		49		2.5俵	2.5俵			①	A	499			水10	転貸
													52	54	2		52		2.5俵	2.5俵			⑭	A	440	地続	稲9.6	⑮	転売
													53	56	3		30		2.5俵	2.5俵			⑰	B	392		9	⑮	転貸
													53	—	7	1	80		...	...			※			兄弟	1000	麦	—
													53	—	7		29		2.5俵	2.5俵			⑮	B	409		100	—	—
													55	—	5		53		2.5俵	2.5俵			⑭	A	533		地続	水 9	—
													59	—	2		44		2.5俵	2.5俵			⑭	A	586			稲 9	—
													51	—	9		57		...	...			b	M			1500	...	—
													54	—	6		49		...	...			b	M			1500	...	—
													56	—	4		30		...	...			b	M			2000	...	—
㉒	H'	300	老主人62才、なくなり後継者い	58	220	田	93	⑥	C	678	妻の おじ	800																	
㉑	H'	340	後継者家出の緊急的貸付、水稻とメロン農家										59	59	1	3	87	田	36,000 十〇	—	利用権 (別紙有)	有	⑩	C	639	親戚	1500	水稻	—
㉓	B	256	タクシー、男子いない中堅夫婦一部売却	57	60	田	110	⑬	B	598	兄弟	地続	55	58	4	1	115	田	2.5俵 キタヒカリ	2.5俵 キタヒカリ	ヤミ	無	⑬	B	483	兄弟	地続	水稻	買入れ
⑦	C	550	男子いない中堅農家、59年55才日本生命勤務。全面転作、一部貸付	59	55	田	110						54	—	6	1	125	田	転作 奨励金	〃	ヤミ	無	②	B	735	兄弟	100	秋小 麦32	—

注) ※：共同耕作 ㉔：水利費借手負担を示す a～g は地区外農家 H、H'、H''、MはN地区外地区名

売買・貸借による移動の件数は共に停滞的に推移するが、貸借されている面積の総計は50年以降58年までは増加し続け、ピークの58年で8 haを超える。

経営耕地拡大の合計欄を見ると、50年時点で中規模以上の農家が耕地を拡大し農地の譲受者となり、それ以下の農家が農地の譲渡者となっているが、②④・②⑤といった小規模農家もかなり大幅に拡大している。

次に農地拡大の借入・購入といった形態別に、農地の譲受者の差違を見ると以下の特徴がある。

まず第一に農地の購入により規模の拡大を行った農家は、先の②④②⑤を除外すると、50年次点での中規模以上農家に集中する。一方で、農地借入れを行った農家は、特に規模階層差なしに分散している。この10年の間に農地の譲渡者となった農家②⑧②⑦までが借入農家となっている。

第二に、この借入地の中でもこの間に返却されたものがかかなりあり、特に小規模農家においては、借入地の全てを返却している。つまり規模拡大に直接結びつかない貸借となっている。反対に大規模農家の借入地は返却されずに、現在に至っている。

一方農地の譲渡者の特徴を見ると、この10年間に所有地全てを一気に売却した農家は1戸のみであり、後は何らかの形で貸付と売却を併用しつつ規模縮小・離農したことがわかる。

以上の様に、農地移動の形態において売買と貸借、貸借の中でも解約されたもの、かなり長期に渡って持続しているものとおおよそ3つの形態があり、それによって譲受者の規模階層が異なることが明らかになった。こうした農地移動の形態差と農地の譲渡者・受渡者の差違の意義を検討したい。

(3) 農地移動形態と譲渡者・譲受者の特徴

表－5は10年間の農地の売買・貸借の全てについて、譲渡者・譲受者の概要と、移動の態様を農地の譲渡農家に沿って整理したものである。譲渡農家の離農年次順に配列してあり、表下3者は現存農家である。

農地譲渡者の特徴は以下の点である。

第一に、譲渡者の13戸中地区外農家は3戸と少く、この3戸も1戸②⑧は相続によるもの、他2戸は緊急的な要因が強いものである。

第二に、主要な譲渡農家は老令による離農に伴った農地譲渡であり兼業による離農・農地の譲渡は少ない。

次に売買による農地移動について、その態様の特徴を示すと、第一に、売買の内容は⑮と⑯を除き全てがほぼ1枚ごとの水田の取引であり、しかも、何年間に分けて切り売りしている。

第二に、農地価格を年次毎に見ると、最高が54年の⑳農家の売却地でこれ以前は上昇し、これ以後若干低下するといったおよその推移はつかめるが、同年時でみても反当り10万程度の開きがあり、かなり個別的な事情が反映していると考えられる。

つぎに農地売買の譲渡者、譲受者の関係を見ると、次の事が指摘できる。

第一に、地区外との農地売買についてはわずかで、4件のみである。

第二に、親戚を通じた移動は少い。

第三に所属班の関係を見ると、同じ班構成員の相手に移動している例は、28件中14件と5割が班外に移動する。この班外への移動には地続きのものは少く、600～1000mという地区を縦断する距離のことが多い。

第四に班外に移動する場合、地区内でも大規模の農家に移動する例が多い。

以上の売買による農地移動の諸特徴に対して、貸借による移動の特徴を示すと以下の様になる。

まず、契約内容を見ると、

第一に、売買と同様1枚ごとの移動が主流であるが、最高で6枚247a、2～3枚の移動が散見される。

第二に、小作料水準は、50～51年までは1.5～2俵といったものも見られるが現存するものは2.5俵の水準が主流で、水利費が貸手持ちか借手持ちで6000円程度の差がある。最高は、水利費借手負担の3俵と、売買地価同様個別的な事情が反映している。

第三に、権利態様は3件を除き全て正規外のものであり、3件のうち2件は貸手の事情によりいつでも解約可能なことを明記した念書が取りかわされている。⁽³⁾ヤミの貸借の契約期間も1年と不安定な契約内容のことが多い。

第四に、この間においても、28件中12件がすでに引上げられており、解約後の土地の動きは、他農家への転貸・転売が主で、借りていた土地を借手がそのまま購入した事例は、譲渡農家㉑の1事例のみ。譲受者にとって規模拡大に直結しないものが多い。

第五に、こうした不安定な契約でありながら7～9年とかなり長期に渡る貸借がかなり見られ、54年以降に開始した賃貸契約のうち解約されたのは、借手に売却された㉒と緊急的貸付であった㉓の事例のみである。こうした長期継続の事例は譲受

者が中規模以上である。

次に借手と貸手の関係を見ていく。

第一に、ほとんどの貸借が班内の親しい農家同志のものである。

第二に、親戚を相手にした貸借が多く27件中9件あり1/3を占める。

第三に、よく見知った班員以外の農家の場合、売買と異なり遠距離へは行かず、隣接地であり、遠距離の貸借は親戚間のものとなる。

第四に、地区内在住者であり、借手と接し貸付地の状態や管理のし方を目近に見ることのできる貸手は⑬②②⑦②③③⑥である。この場合は契約書のない口約束という気軽な契約である。一方貸手が離農転出した場合、貸手の都合によりいつ引上げても良いことを明記した契約書が取かわされることになる。

おわりに

以上、農地移動の形態ごとの農地譲渡者・譲受者との特徴を観て来た。

当地区では売買に関しては、明文化された方針というものではないが、農地価格の上昇を抑え、圃場分散をくい止め、営農意欲のある農家を底上げするといった意味を持つ農地移動の調整が地区内の4班を単位として行れている。農地の売買に際しては、まず同じ班の農家を優先させ、班内で買い切れない場合には、班外の購買力の高い農家に渡るという手順を踏んでいるようである。

こうした地区内での班ごとの農地売買の調整を含めて、地区内の農地移動の特徴を総括的に見ようとしたのが図-2である。

図中の同心円は経営耕地面積の等規模ラインで、外円程経営耕地規模が小さいことを示す。農家は班ごとに一直線に、50年時点の経営耕地規模順に配置した。外側に行く程、経営耕地規模が小さくなる。

売買の場合のまず最初の譲渡相手となる班の諸特徴を挙げると次の様になる。

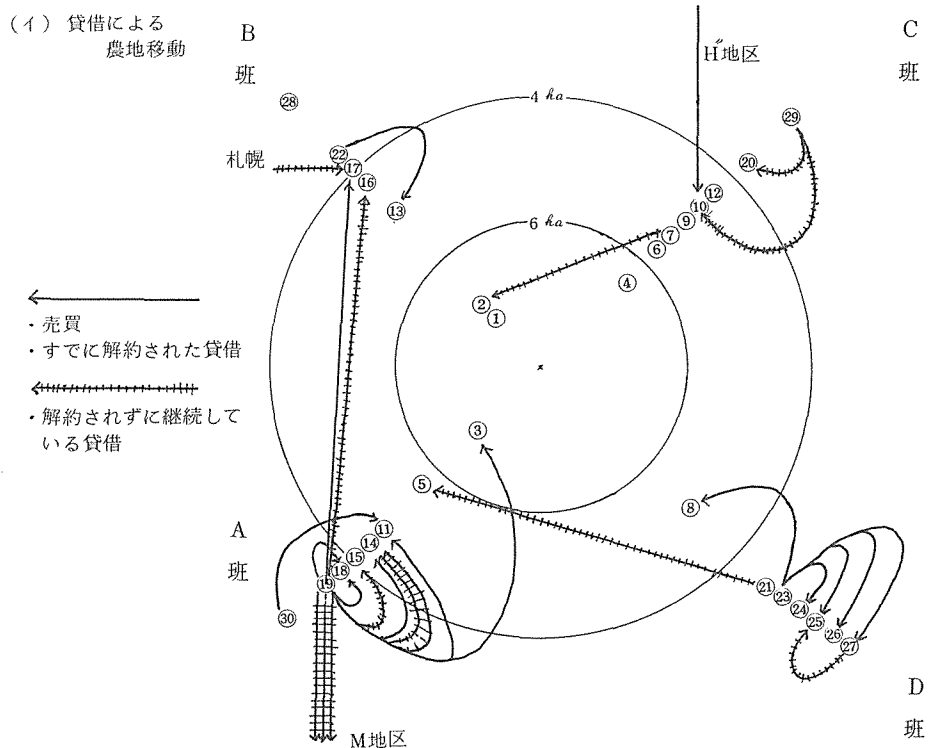
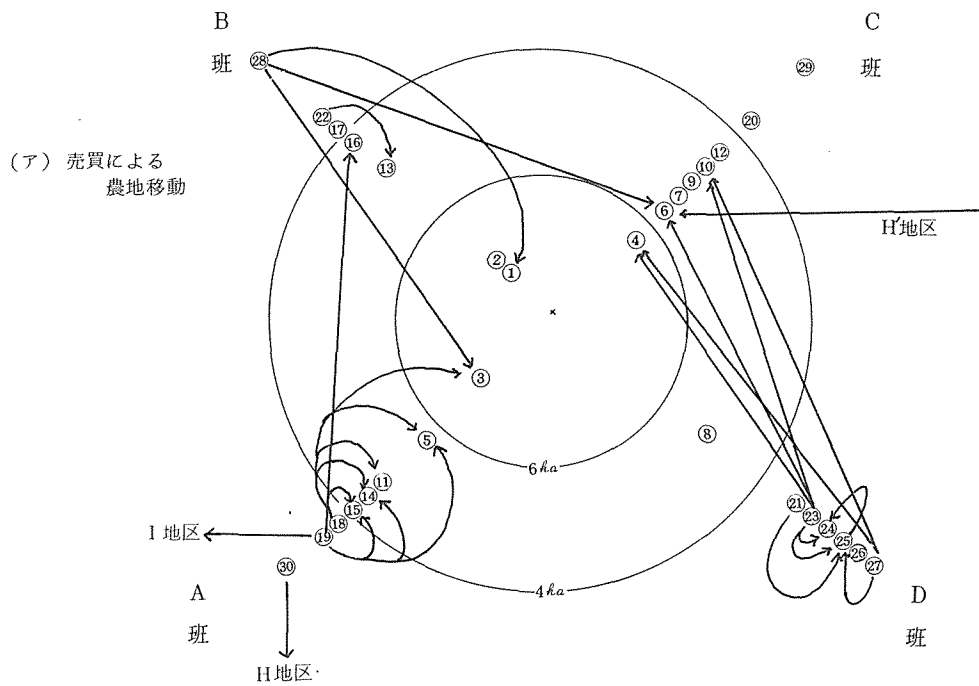
第一に、班の農家規模構成が異なり、D班は小規模農家が集中しているのに対して、他の班は大中規模層が中心となる。

第二に、班毎に農地の譲渡者数が異なる。したがって供給された面積も異なり、A班1,009a、B班127a、C班58a、D班995aとなる。

以上の条件の下で、地区内の農地移動を形態別に総括すると、

まず全ての形態に共通な点は、近隣の親しい農家同士である班内の農家を中心に移動していることである。

図－２ N 地区農地移動の総括図



売買による農地移動の場合は、まず班内の拡大意欲の高い後継者のいる農家に移動し、この中で買い切れなかった場合に、班外の地区内でも比較的大規模な農家に農地が譲渡される。とくに、小規模な農家の集中しているD班の場合は班外へ農地が流出する勢いが強く、譲受者となるのはこの間農地供給の少いC班の大規模農家となる。

これに対して、短期の貸借を見るとほとんどが同班内の全ての農家に行きわたる、という形をとる。

一方現在貸借関係が持続している長期とみられる貸借には、班内で動く部分と、班外の親戚へ貸出されるものがあるが、ほとんどの譲受者が中規模以上の農家となる。

以上の総括をふまえ、農地貸借が何故進展して来たのかを仮設的に考察する。貸借に関しては、小作料の負担能力がある農家というより、貸手の近隣農家あるいは親戚という親しい相手が譲受者となっている。農地の譲渡者の多くは後継者のいない老人農家が主である。引退後の農業者年金の取得、生活資金の捻出のために、農地を売却するが地価の値上り傾向の中、緊急的に売却する必要もないと考えられる。一方で譲受農家側も、離農跡地全てを買い手が買えず、貸借関係が結ばれる。こうした借地は、貸手側の資金の必要に応じ、価格の折り合いがつけば売却されるが、この時に農地を買う相手は買入能力のある農家となるため、これまでの借手にそのまま売却されとは限らない。従って貸手はいつでも引き上げる体制をつくっておく必要がある。

したがって、こうした貸借関係は、多分に貸手と借手の信頼関係によって形成されるが、この信頼関係は、貸主が在村の時は口約束であり、転出した時はいつでも解約できる契約書を取りかわすことに象徴される様に、実は地主がいつでも貸付地を引き上げうるといった借手にとって不安定な性格を持つものである。この貸借の目的は、貸手にとっては、将来の売却にむけた財産の農地としての機能保全・管理を目的としたものであり、受手にしてみれば、稲作の機械化による経費増大、これに対する転作、米価低迷、家計費上昇といったものに対応して、いくらかでも規模拡大したいが、地価が上昇し買入れることができず、暫定的にも農地を借り入れておき、将来的に購入に結びつく様に信頼関係をつくっていく、といった意味を持つと考えられる。こうした中で、長期に渡る貸借もいくつかあらわれているという様に考えられよう。

今回の報告では、重層的な様相を示す農地移動の諸形態を明らかにし、その意味を譲渡者・譲受者の関係と貸借の契約内容から検討した。

この検討を踏まえて今後の作業課題を立てるならば以下の点を問題にしなければ

第一に、農地の授受の実際の経緯を明らかにし、どういう農家が譲受の対象となり、どういう理由で譲受農家が決定したのかといった競争関係があきらかにされなければならない。

第二に、こうした不安定な借地関係を前提として考える場合、耕地拡大に伴う機械施設投資は借入地の引上げとともに、急激に過剰投資化する危険を伴って来ると考えられるが、経営総体としての規模の拡充といった点から、この借地がいかなる意味を持つのかといった点の検討である。

第三に、地価と地代水準の関係である。事例の中でも、表面に表れている小作料の他に、貸手の自作地の農作業を手伝う例等が2件ある。「信頼関係」の中にはこういった農家の行動も含まれている。借地による拡大にいかなる経済的メリットがあるのかという点の検討である。

第四に、貸手側の現れ方である。後継者のいない老令農家がこの間の貸手の主流であり、最終的には離村売却するといったものであるが、こういった貸手の様相が、今後続くものか否かは、農外労働市場との関係で議論する必要がある。

注

- (1) 農政調査会『北海道における「農地等適正移動対策」の実態』1965年12月参照。
- (2) 近年の深川市における農地のあっせん方法について若干触れておくと、農地利用改善団体は深川市全体では、納内農協管内に8の改善団体が作られているのみである。農業委員会の農地のあっせんのし方は6農協ごとに各々特殊性がある（「深川市農協では公示し、イチヤン農協では公示はしない」農業委員会での聞きとりによる）。これは多分に農地移動に対する旧来からの行政対応の差にもとづくものと考えられ、イチヤン農協では1960年から道の「農用地等適正移動対策」が行われている。当時の状況は(1)の報告書に詳しい。
- (3) 念書の例として、1例をあげる。

賃貸契約書

賃貸人 ○○○○

賃借人 △△△△

右当事者賃貸人を甲とし、賃借人を乙として左記条項により賃貸借を締結する。

記

第一条 甲はこの契約書に定める各条項に従い賃貸人に対して後記に対して記載された土地の物権を乙に賃貸する。

第二条 賃貸の期間は昭和58年度より昭和67年度迄の十年間とする。

第三条 小作料は甲は乙に後記物件の水張面積10アール当り政府売り渡価格包装込み三類二等米百八十Kgの代金で耕作権を譲るものとする。

第四条 土地改良区費、支線組合費は乙が負担し、物件の固定資産税等諸公課は甲が負担するものとする。

第五条 小作料の支払いは毎年十一月二十日迄に全額乙より甲に支払うものとする。

第六条 契約期間内に甲が特別の事情により後記物件を譲渡しなければならなかった場合、乙は本契約の解約にすみやかに応じなければならない。

第七条 本契約に記載された条項以外の件については、農業委員会提出の契約に従うものとする。

第八条 相方合意の上、後日のため本契約書を二通作成し、各自押印署名の上甲乙各一通所有するものとする。

昭和××年×月×日

深川市一已町※※※※ 賃貸人（甲）○○○○ ㊟

“ “ 賃借人（乙）△△△△ ㊟

賃貸借物件の表示

一、地番 六八二四……………略

二、地番 六八一四……………略

※ 合計水張面積二町四反七畝

以上